

(素案)

水戸市

D V 対策基本計画（第3次）

困難な問題を抱える女性支援基本計画

水戸市

## ■■■ 目次 ■■■

### 第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	3

### 第2章 DV・困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

#### I 統計データからの現状

1 全国の現状.....	4
2 茨城県の現状 .....	6
3 水戸市の現状.....	10

#### II DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査

1 DVに関する市民意識調査.....	13
2 困難な問題を抱える女性への支援に関する市民意識調査.....	17
III 課題.....	23

### 第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿 .....	25
2 基本方針 .....	26
3 施策の体系 .....	27
4 重点推進施策.....	28
5 目標指標 .....	29

### 第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり.....	30
基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保.....	33
基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援.....	37
基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発.....	43

### 第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制.....	46
2 進行管理.....	46

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもの前でのDVは、児童虐待に当たり、子どもの心身に悪影響を及ぼします。全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数は、2020（令和2）年に過去最高となって以降、高い水準で推移しており、警察における相談受理件数も、増加傾向にあります。

国においては、DVを防止し、被害者を保護するため、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定して以降、社会情勢の変化に合わせた改正を重ねながら、DV防止に向けた取組を全国的に展開しています。

本市においても、2016（平成28）年3月に「水戸市DV対策基本計画」を、2021（令和3）年3月に「水戸市DV対策基本計画（第2次）」を策定し、水戸市配偶者暴力相談支援センターの設置による相談体制の強化や、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した関係機関等との連携体制の構築に努めてきました。

今回、これまでの取組結果を検証し、更なるDVの防止対策や被害者の立場に立った一層の支援を進めるため、国、県の方針やSDGs<sup>※1</sup>の理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画一みと魁・Nextプランや関連計画との整合を図りながら、「水戸市DV対策基本計画（第3次）」を策定します。

また、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性がDVを含む様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、「水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を一体的に策定するものとします。

---

※1 SDGs（Sustainable Development Goals）とは

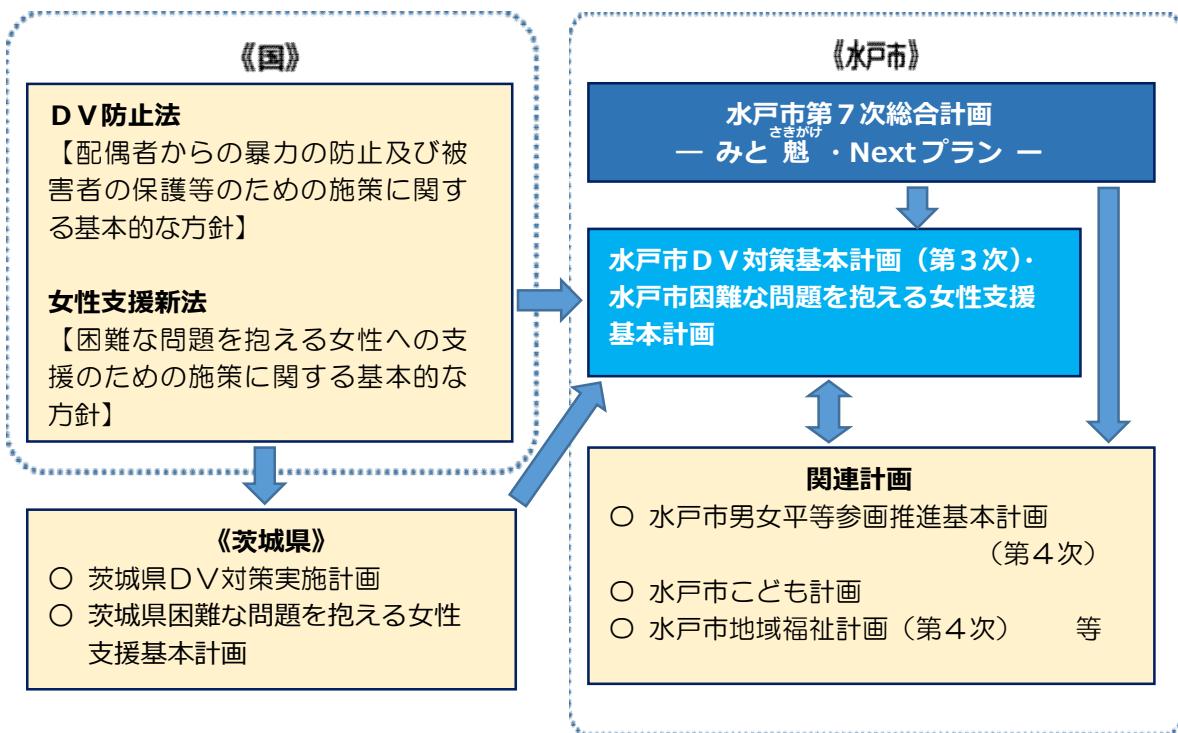
2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画を一体的に策定した計画です。

国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、「茨城県DV対策実施計画」、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案するとともに、「水戸市第7次総合計画—みと魁・Next プラン—」及び関係する個別計画である「水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）」、「水戸市こども計画」、「水戸市地域福祉計画（第4次）」などとの整合を図ります。

図－1 計画の位置付け



## 3 計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2028（令和10）年度までの3か年とします。ただし、社会情勢の変化やDV防止法や女性支援新法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の対象

本計画における支援の対象は、以下のとおりとします。

- ・DV防止法における配偶者及び生活の本拠を共にしない交際相手（以下「配偶者等」という。）から暴力を受けている者
- ・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）  
なお、DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもについても心的外傷へのケアや相談支援等が必要となる場合があることから計画の対象とします。

### 《 DVの形態 》

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| ◆身体的な暴力      | 殴る・蹴る/首を絞める/突き飛ばす など          |
| ◆精神的な暴力      | どなる・脅す/ばかにする/無視する など          |
| ◆経済的な暴力      | 生活費を渡さない/自由にお金を使わせない など       |
| ◆社会的な暴力      | 友人や身内との付き合いを制限する/自由に外出させない など |
| ◆子どもを巻き込んだ暴力 | 子どもに危害を加える/子どもの前で暴力をふるう など    |
| ◆性的な暴力       | 望まない SEX を強要する/避妊に協力しない など    |

（「女性相談リーフレット」（茨城県）を基に水戸市作成）

### 《 女性の抱える困難な問題の例 》

- |            |  |
|------------|--|
| ◆性的な被害     | 性犯罪に巻き込まれる/性暴力を受ける/性的に搾取される<br>リベンジポルノに遭う など         |
| ◆経済的困窮     | ひとり親家庭で収入が少ない<br>非正規雇用で就労状況が不安定である など                |
| ◆家庭の状況     | 家事・育児の負担が大きい/家族や同居人から虐待を受けている<br>家庭不和や家族の問題を抱えている など |
| ◆地域社会との関係性 | 孤立して子育てをしている/支援者がいない<br>職場等でセクハラ・マタハラを受ける など         |
| ◆その他       | ストーカー被害に遭う/予期せぬ妊娠をする など                              |

## 第2章 DV・困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

### I 統計データからの現状

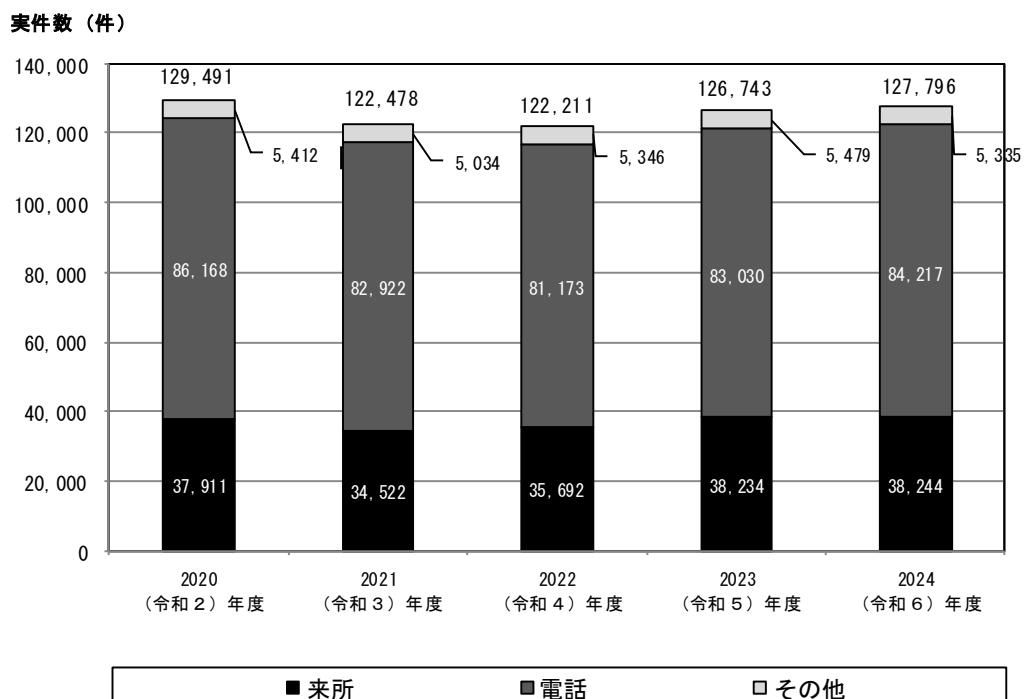
◆調査対象や用語の定義は、各調査により異なります。

#### 1 全国の現状

##### (1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2020（令和2）年度に過去最高となって以降、高水準で推移しており、2023（令和5）年度には126,743件と、前年度から3.7%増加しています。

図－2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

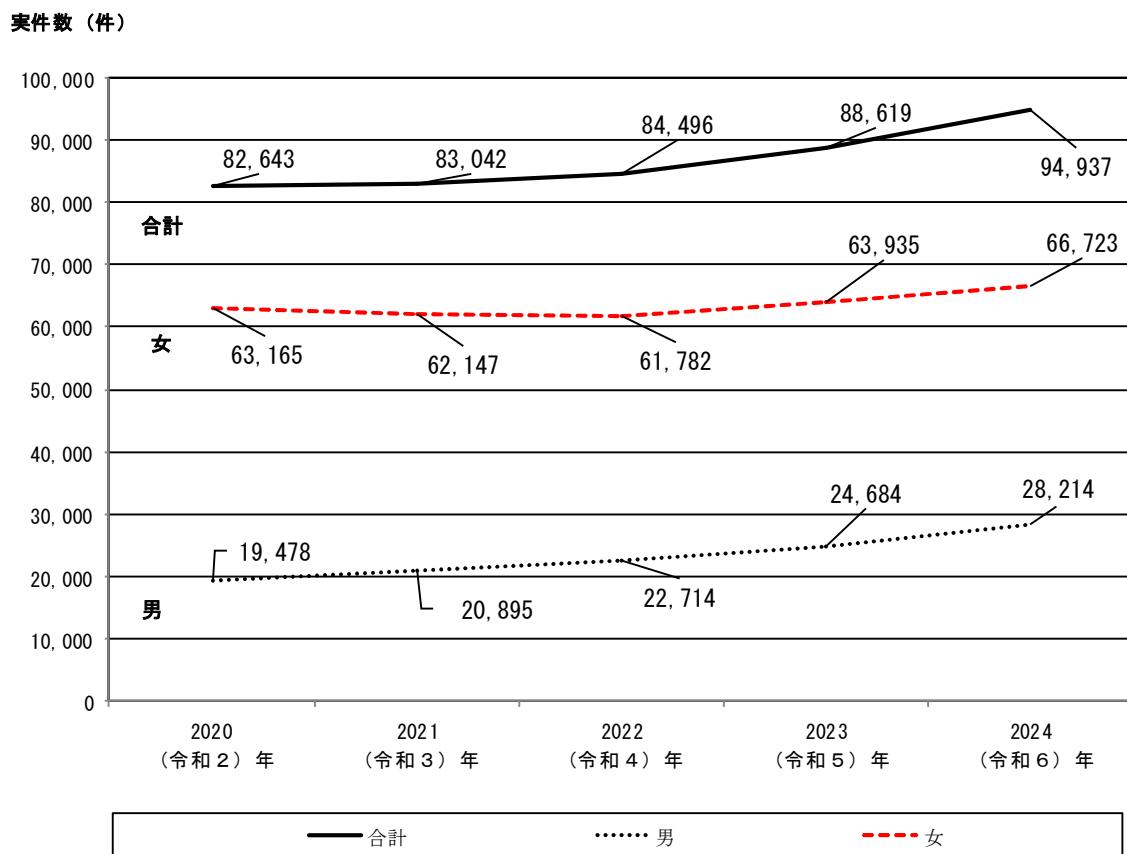


（「配偶者からの暴力に関するデータ」（内閣府）を基に水戸市作成）

## (2) 警察におけるDV事案等の認知件数

全国の警察におけるDV事案等の認知件数は年々増加傾向にあり、2020（令和2）年において、82,643件であったものが、2024（令和6）年には94,937件と、14.9%増加しています。

図-3 警察におけるDV事案等の認知件数



（「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）を基に水戸市作成）

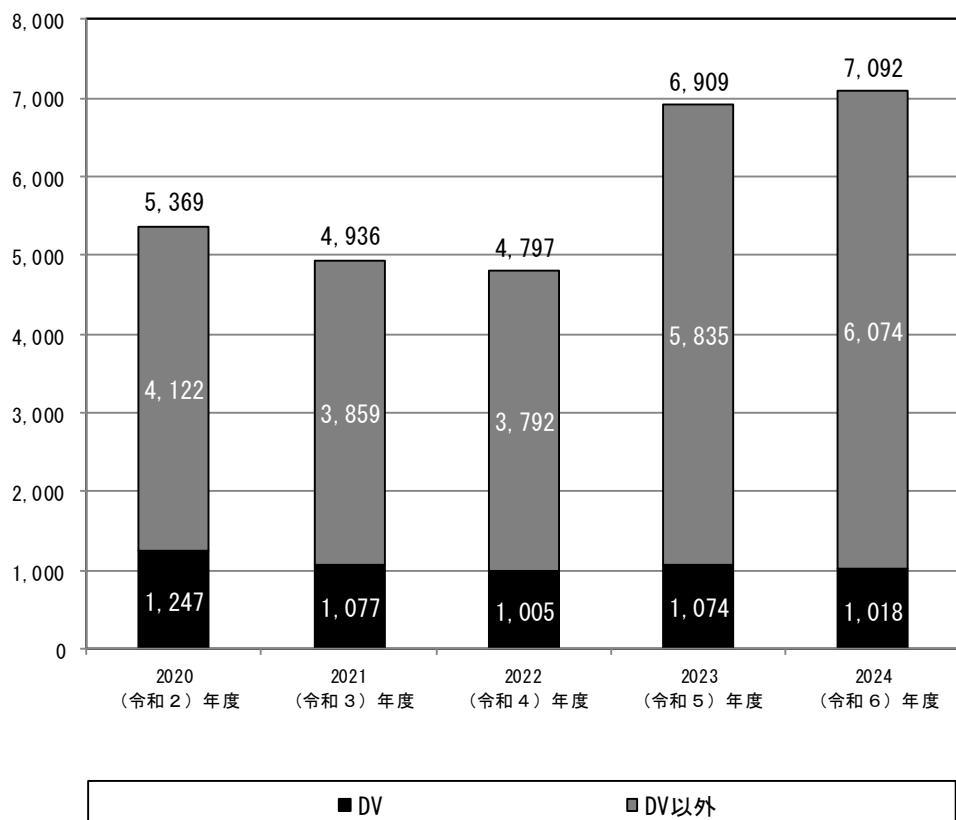
## 2 茨城県の現状

### （1）県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV等の相談件数

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた全体の相談件数は、過去2年間は増加傾向となっています。うち、DV相談件数は2020（令和2）年度において、1,247件ありましたが、近年は1,000件から1,100件未満を推移しています。

図－4 県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV等の相談件数

実件数（件）

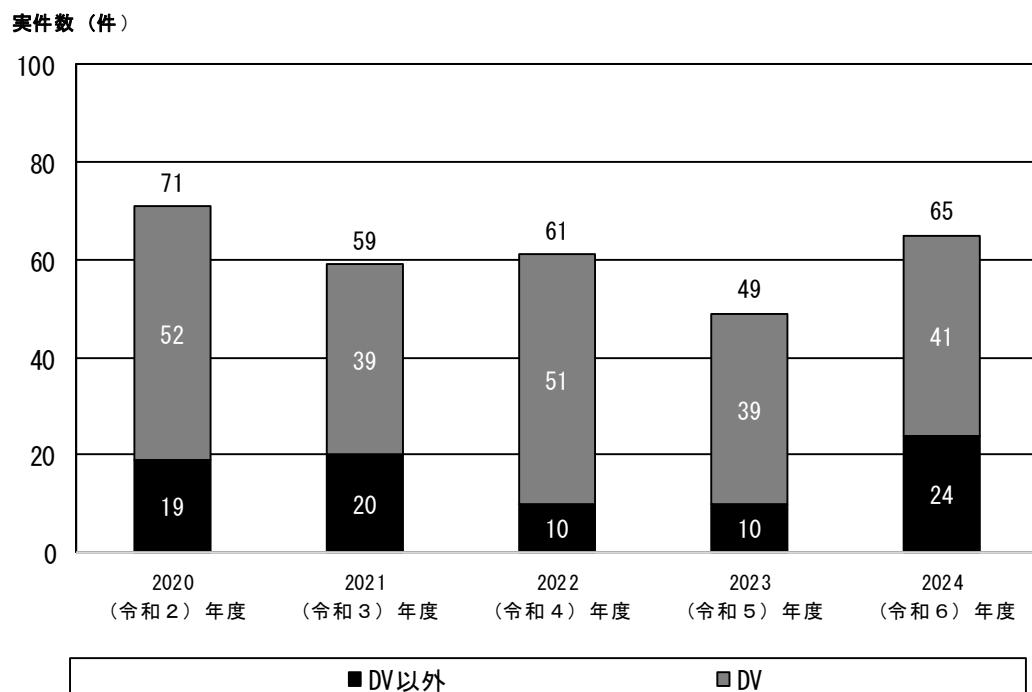


（茨城県調べを基に水戸市作成）

## (2) 一時保護の状況

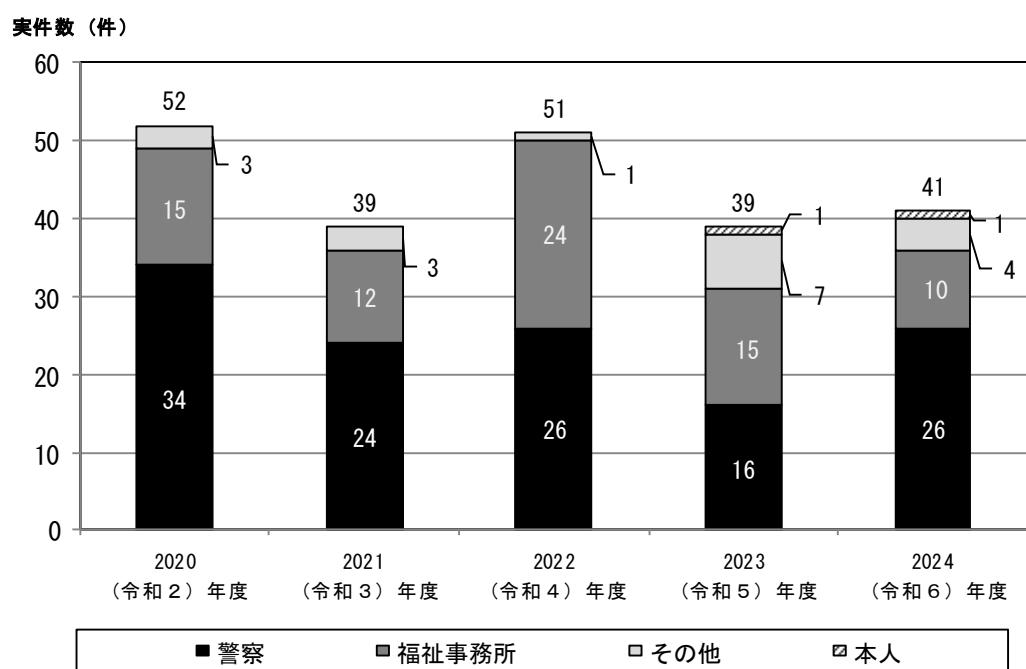
県女性相談センターにおける一時保護件数は増加傾向にあります。DVにより緊急に保護することが必要と認められ、一時保護となったケースの最初の相談窓口は、警察、福祉事務所が多数を占めています。

図－5－1 一時保護の状況（全体）



（茨城県調べを基に水戸市作成）

図－5－2 DVによる一時保護の状況（相談経路別）

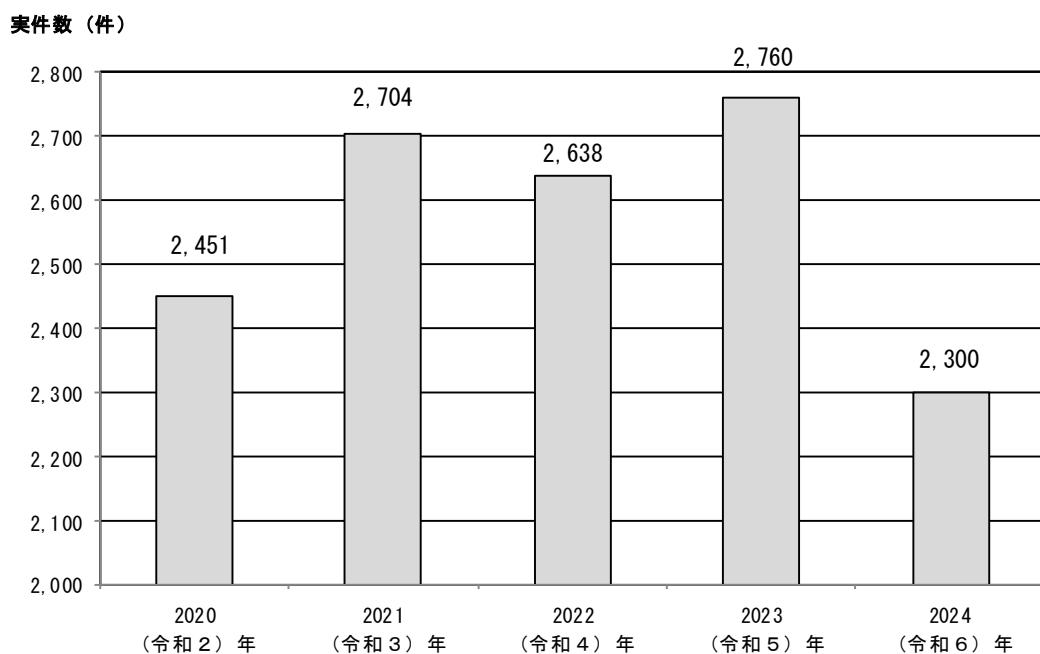


（茨城県調べを基に水戸市作成）

### (3) 県警察におけるDV事案認知件数

DV事案の認知件数は、2020（令和2）年において2,451件であったものが、2023（令和5）年には2,760件に達しましたが、2024（令和6）年は2,300件に減少しています。

図－6 県警察におけるDV事案認知件数

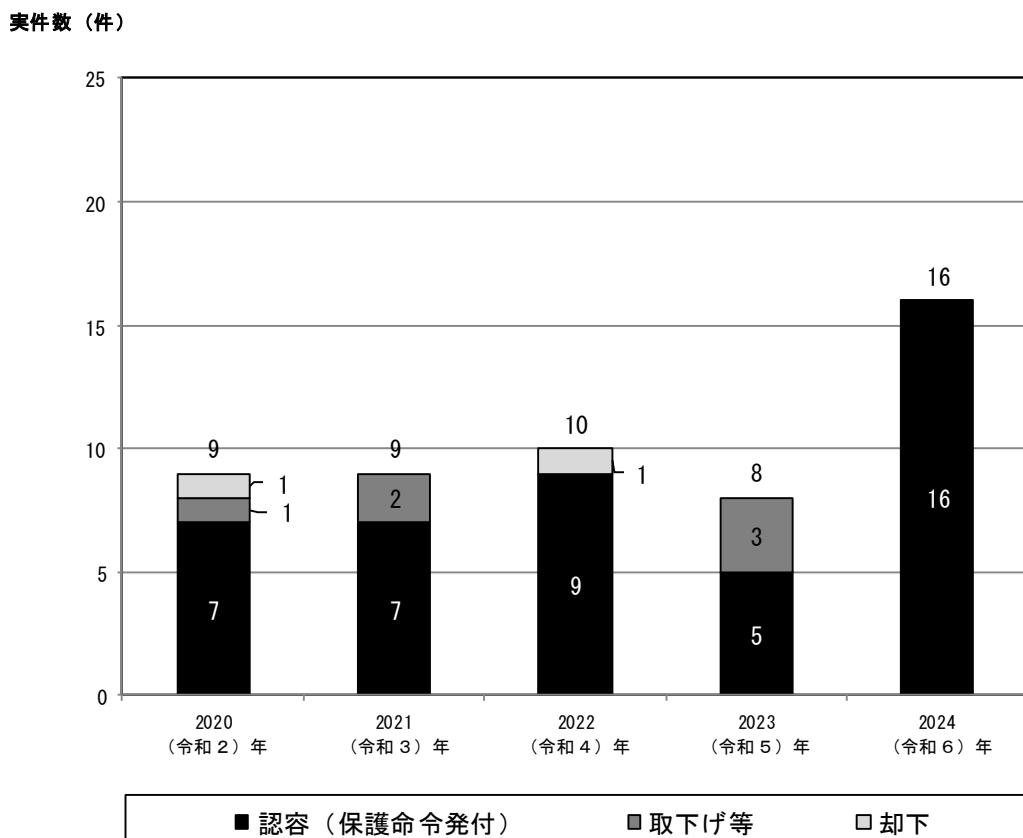


(茨城県警察本部調べを基に水戸市作成)

#### (4) 保護命令※2 事件の状況

水戸地方裁判所（本庁管内※3）における保護命令の既済件数は、2020（令和2）年ににおいて9件あったものが、2024（令和6）年には16件となっており、うち認容（保護命令発付）も7件から16件に増加しています。

図－7 保護命令事件の既済件数とその後の処分状況



（水戸地方裁判所調べを基に水戸市作成）

※2 DV被害者が身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して接近禁止等を命ずるもの（DV防止法第10条）。

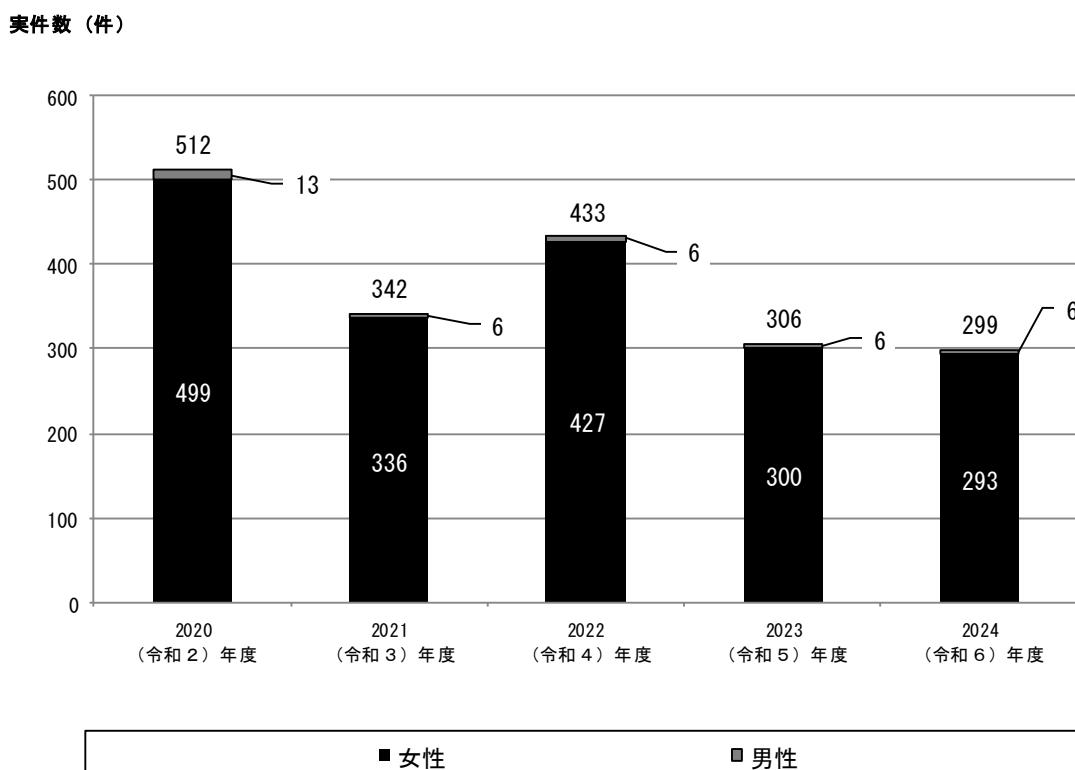
※3 水戸市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、桜川市（旧岩瀬町に限る）、鉾田市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る）、茨城町、大洗町、城里町、大子町、東海村

### 3 水戸市の現状

#### (1) 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

市配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度に512件となりましたが、過去2年間は300件程度で推移しています。

図－8 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



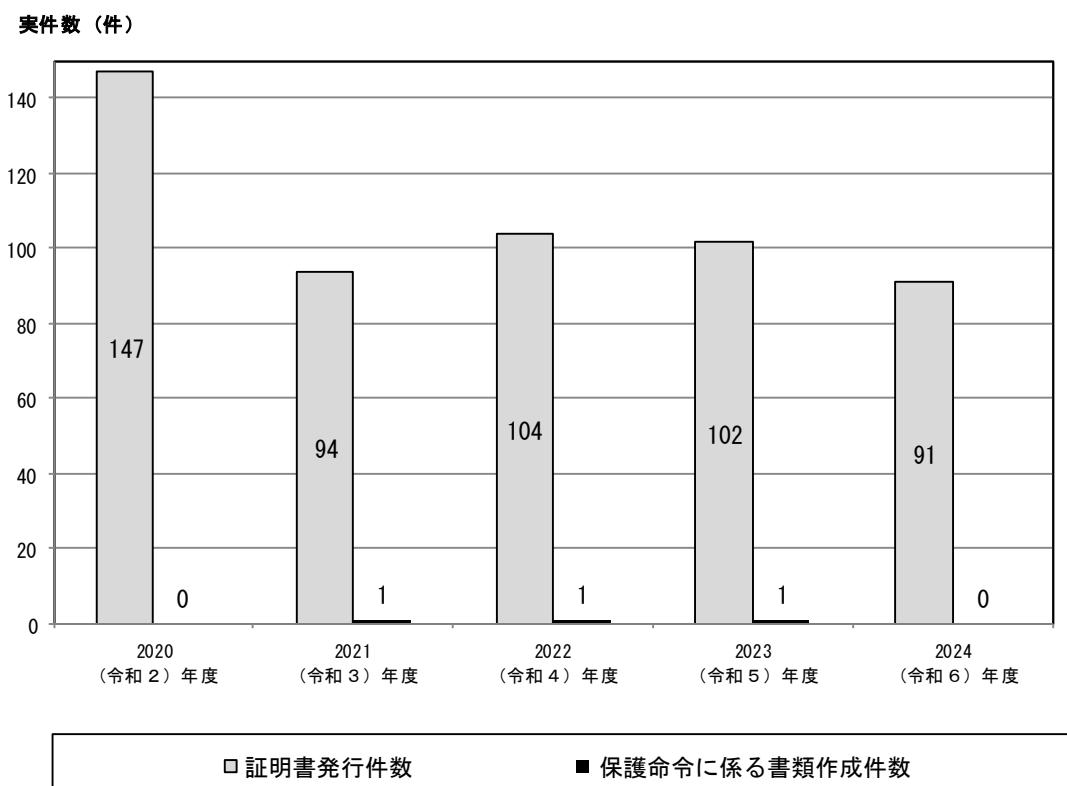
（水戸市調べ）

## (2) 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数

市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書※4 発行件数は、新型コロナウイルスの感染が拡大した 2020（令和2）年度に 147 件となりましたが、その後は 100 件程度で推移しています。

保護命令に係る書類※5 作成件数は、2020（令和2）年度以降の5年間の合計で、3件となっています。

図一 9 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数



（水戸市調べ）

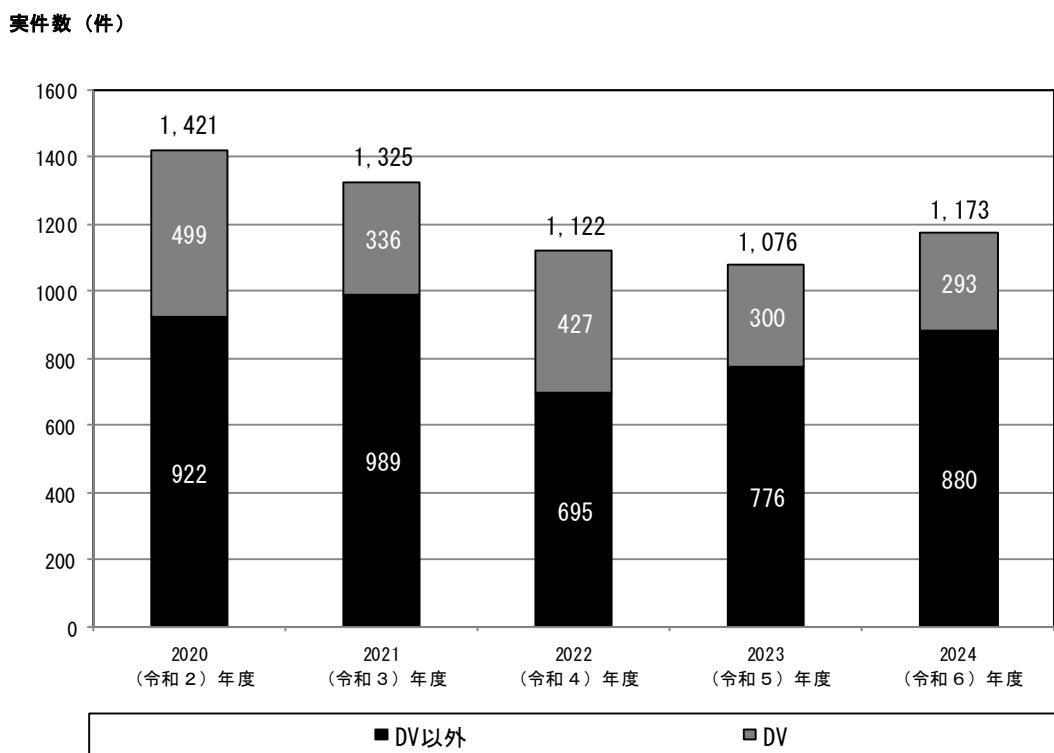
※4 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に関する意見の記載及び「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、「来所相談証明書」

※5 裁判所からの請求に応じた書面

### (3) 女性相談件数

市子育て支援課に寄せられた相談件数※6は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度に1,421件となって以降減少していましたが、2024（令和6）年度に1,173件と増加に転じました。

図-10 市子育て支援課における女性相談件数



（水戸市調べ）

※6 2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度の件数は市子ども課における相談件数

## II DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査

2024（令和6）年12月に実施した「水戸市DV対策に関する意識調査」における主な回答結果は、次のとおりです。

### 【調査の概要】

- ◇調査対象 市内在住の18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
- ◇調査方法 郵送、WEBを選択して無記名にて回答
- ◇有効回答 595人（男性234人、女性353人、性別無回答等8人／回収率29.8%）
- ◇回収内訳 郵送348人、WEB247人

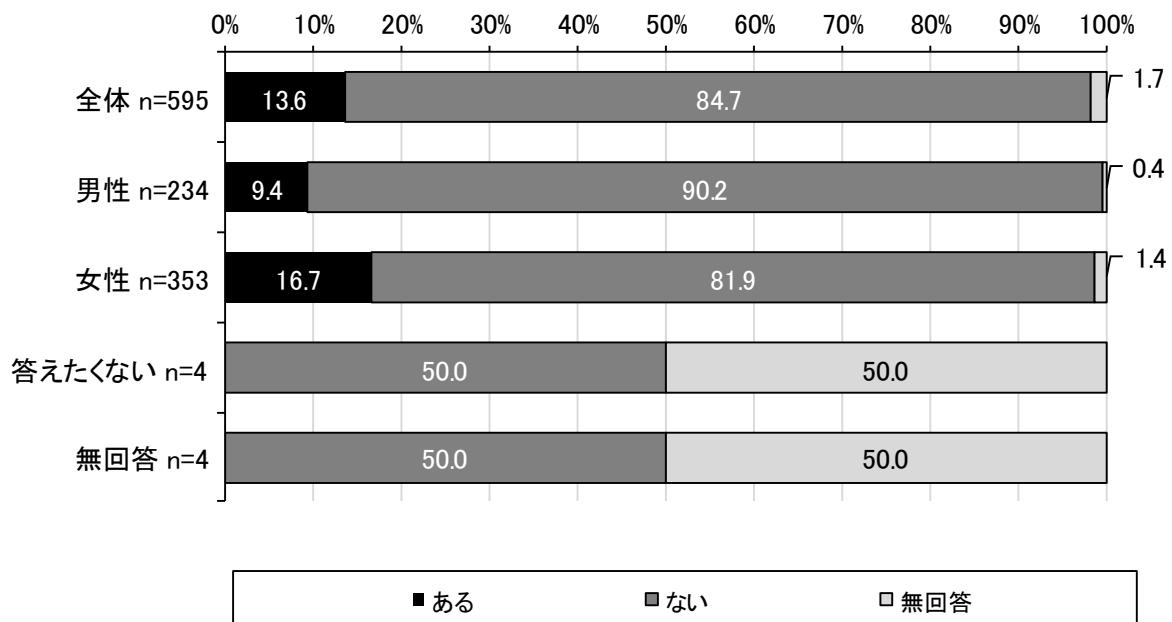
※グラフによっては2.0未満の数値の標記を省略

## 1 DVに関する市民意識調査

### （1）DVを受けた経験

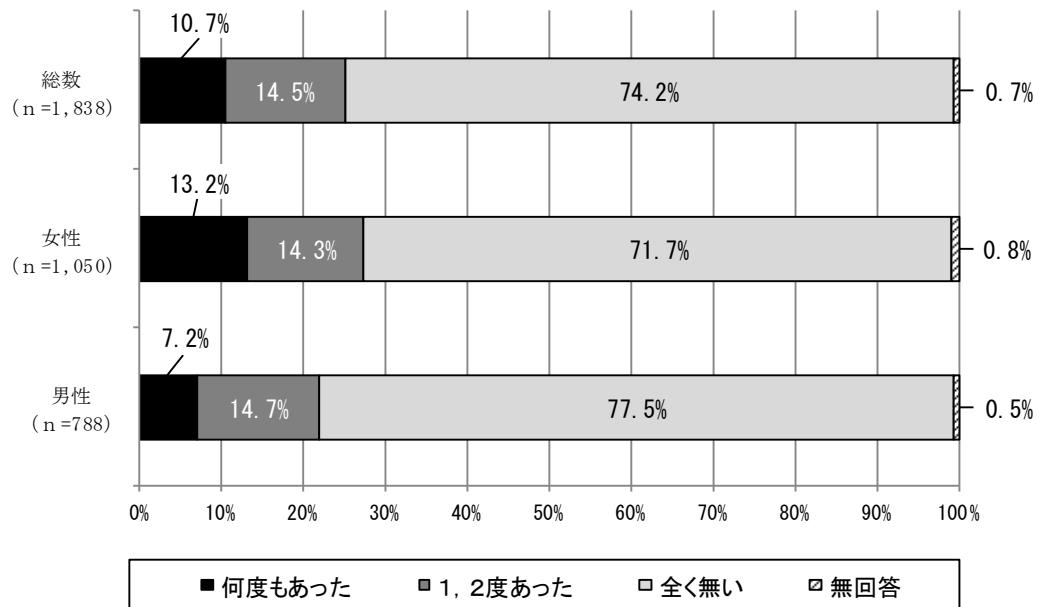
DV（身体的、精神的、経済的、性的等）を受けたことの有無については総数では、13.6%がDVを受けたことが「ある」と回答しており、男女別では、男性は9.4%、女性は16.7%となっています。

図-11 DVを受けた経験



参考 DVを受けた経験

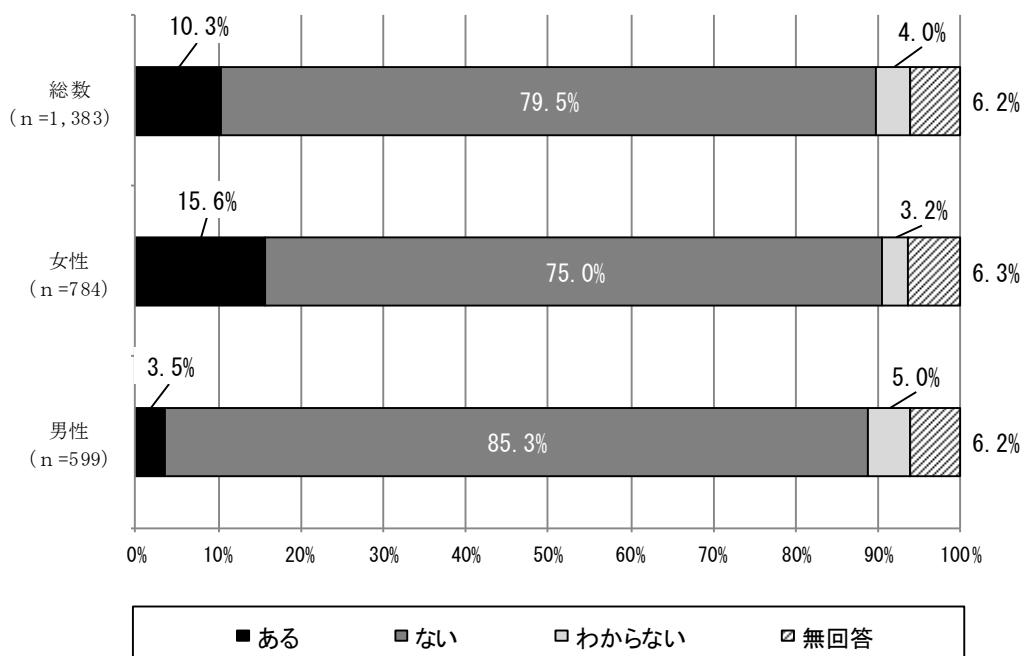
図-12-1 DVを受けた経験（国）



（「男女間における暴力に関する調査（令和5年度）」（内閣府）を基に水戸市作成）

※配偶者には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含む。

図-12-2 DVを受けた経験（県）



（「令和元年度男女の働き方と生活に関する調査」（茨城県）を基に水戸市作成）

## (2) 相談の有無と相談先

DVを受けた人のうち、37.0%が「誰にも相談しなかった」と回答しています。次いで「家族・親類に相談」が23.5%、「友人や近所の人に相談」が19.8%となっており、「市役所（町村役場）に相談」は2.5%となっています。

なお、「誰にも相談しなかった」と回答した人が相談をしなかった理由については、「相談しても無駄だと思ったから」が40.0%で最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が33.3%、「相談するほどのことではないと思ったから」が30.0%となっています。

図-13 DVを受けた人の相談の有無

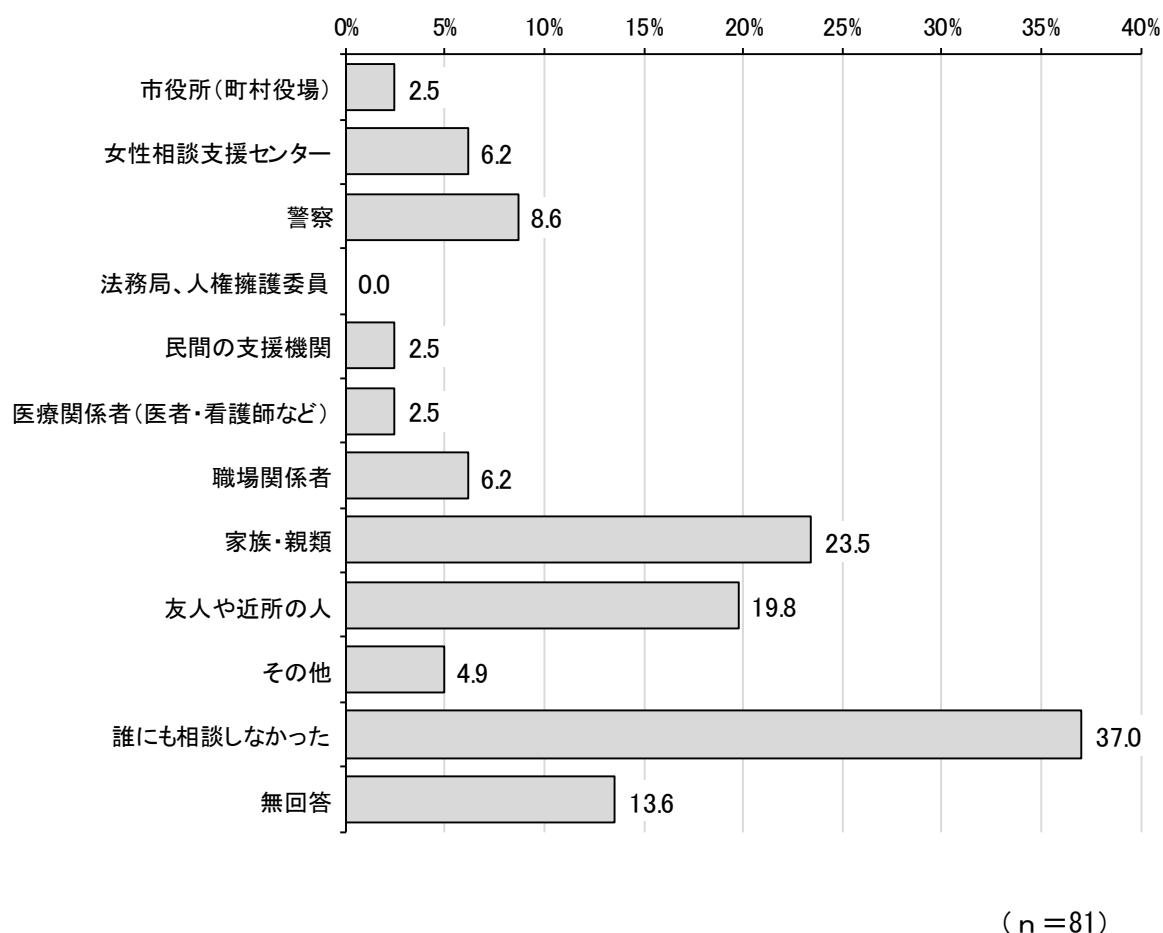
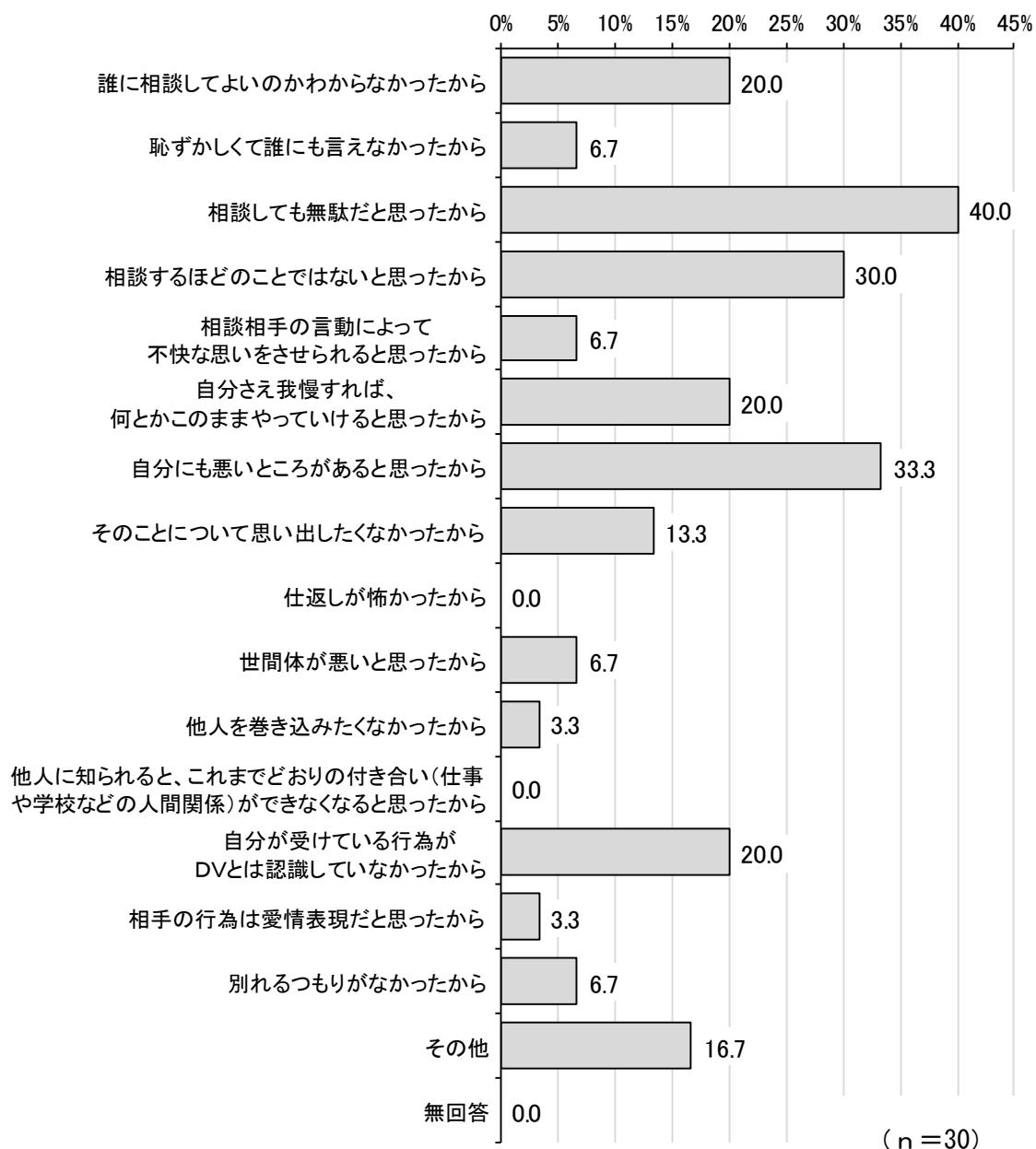


図-14 DVを受けた人が誰にも相談しなかった理由

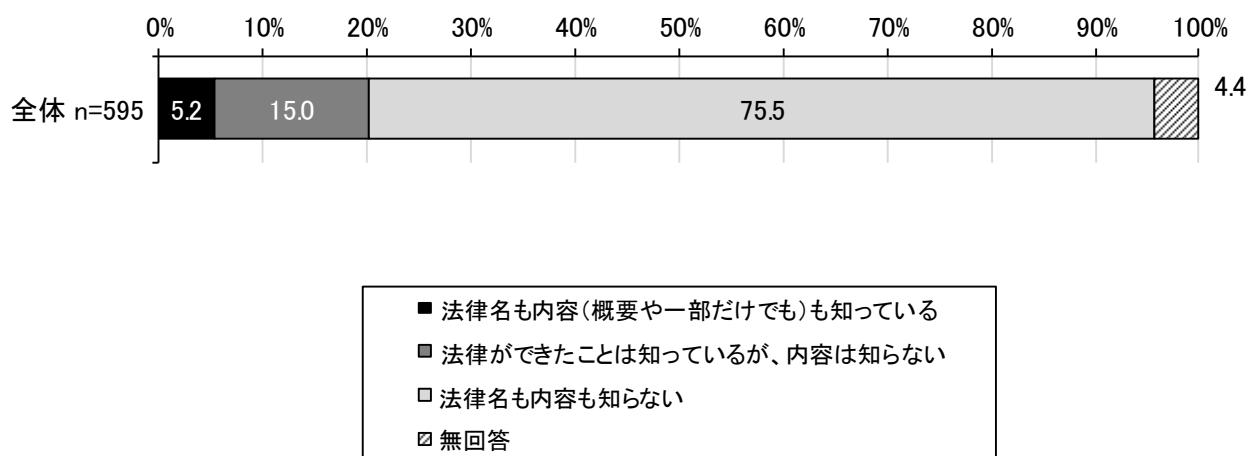


## 2 困難を抱える女性への支援に関する市民意識調査

### (1) 女性支援新法の認知度

女性支援新法の認知度については、「法律名も内容も知らない」が75.5%で最も高く、次いで「法律ができたことは知っているが、内容は知らない」が15.0%、「法律名も内容（概要や一部だけでも）も知っている」が5.2%となっています。

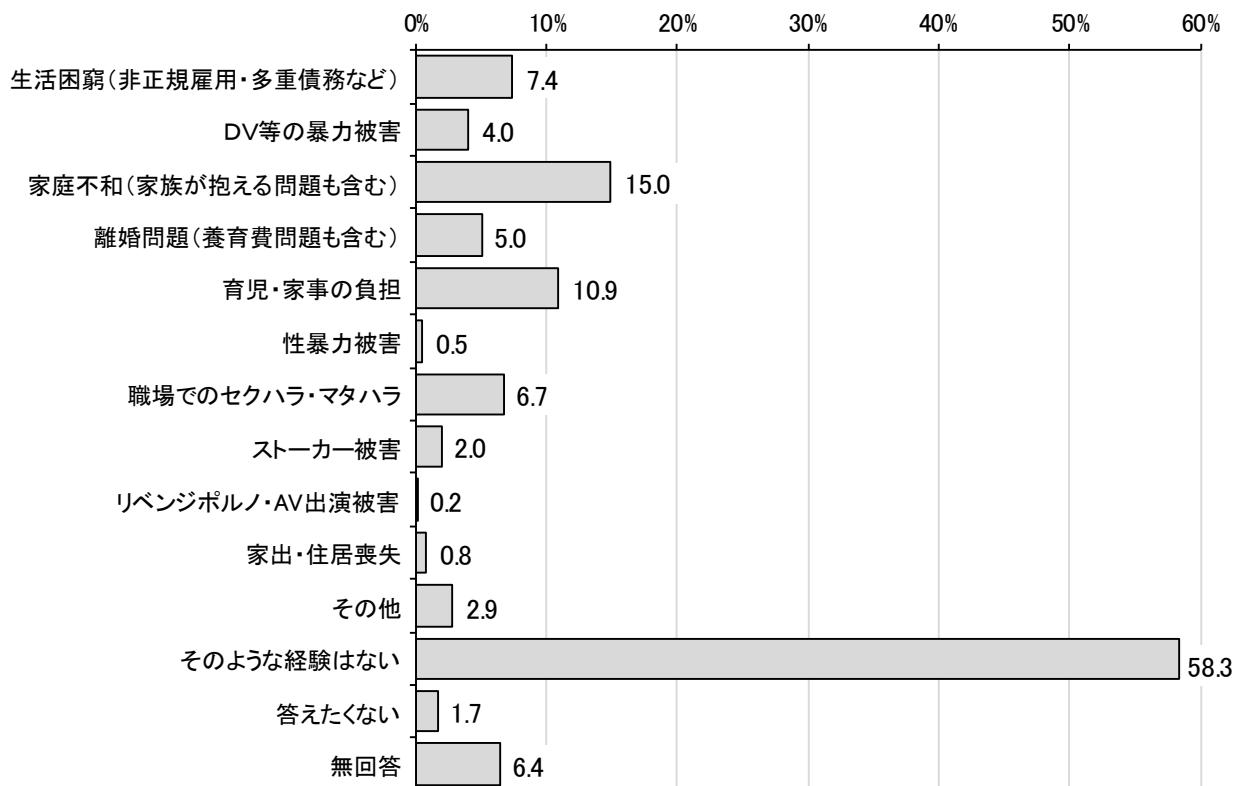
図-15 女性支援新法の認知度



## (2) 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの

自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるものについては、「そのような経験はない」が58.3%で最も高く、次いで「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」が15.0%、「育児・家事の負担」が10.9%となっています。

図-16 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの（全体）



性別にみると、「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」と回答した方の割合は、男性が7.7%の一方で、女性は20.1%となっています。

年齢別にみると、30～39歳で「育児・家事の負担」と回答した方の割合は21.2%となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

女性の年齢別にみると、40～49歳で「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」と回答した方の割合は32.5%となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

表－1 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの（男女別・年齢別）

		単位: %						
		生活困窮 (非正規 雇用・多 重債務な ど)	DV等の 暴力被害	家庭不和 (家族が 抱える問 題も含む)	離婚問題 (養育費 問題も含 む)	育児・家 事の負担	性暴力被 害	職場での セクハラ・ マタハラ
性 別	全体 n=595	7.4	4.0	15.0	5.0	10.9	0.5	6.7
	男性 n=234	9.8	3.0	7.7	3.0	6.0	0.4	4.7
	女性 n=353	5.9	4.8	20.1	6.5	14.4	0.6	8.2
	答えたくない n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年 齢 別	18～19歳 n=11	0.0	0.0	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 n=60	6.7	6.7	10.0	5.0	6.7	1.7	11.7
	30～39歳 n=118	12.7	4.2	16.1	5.1	21.2	0.8	9.3
	40～49歳 n=127	7.1	4.7	24.4	9.4	15.7	0.0	7.9
	50～59歳 n=116	5.2	4.3	13.8	2.6	6.9	0.0	5.2
	60～69歳 n=60	11.7	6.7	13.3	1.7	10.0	1.7	5.0
	70歳以上 n=101	3.0	0.0	6.9	4.0	2.0	0.0	3.0
	無回答 n=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性 ・ 年 齢 別	18～19歳 n=9	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 n=37	5.4	8.1	13.5	2.7	8.1	2.7	18.9
	30～39歳 n=75	9.3	4.0	20.0	8.0	25.3	1.3	8.0
	40～49歳 n=83	7.2	6.0	32.5	13.3	20.5	0.0	10.8
	50～59歳 n=75	5.3	6.7	18.7	2.7	9.3	0.0	5.3
	60～69歳 n=23	0.0	4.3	21.7	0.0	13.0	0.0	0.0
	70歳以上 n=51	3.9	0.0	7.8	3.9	3.9	0.0	5.9

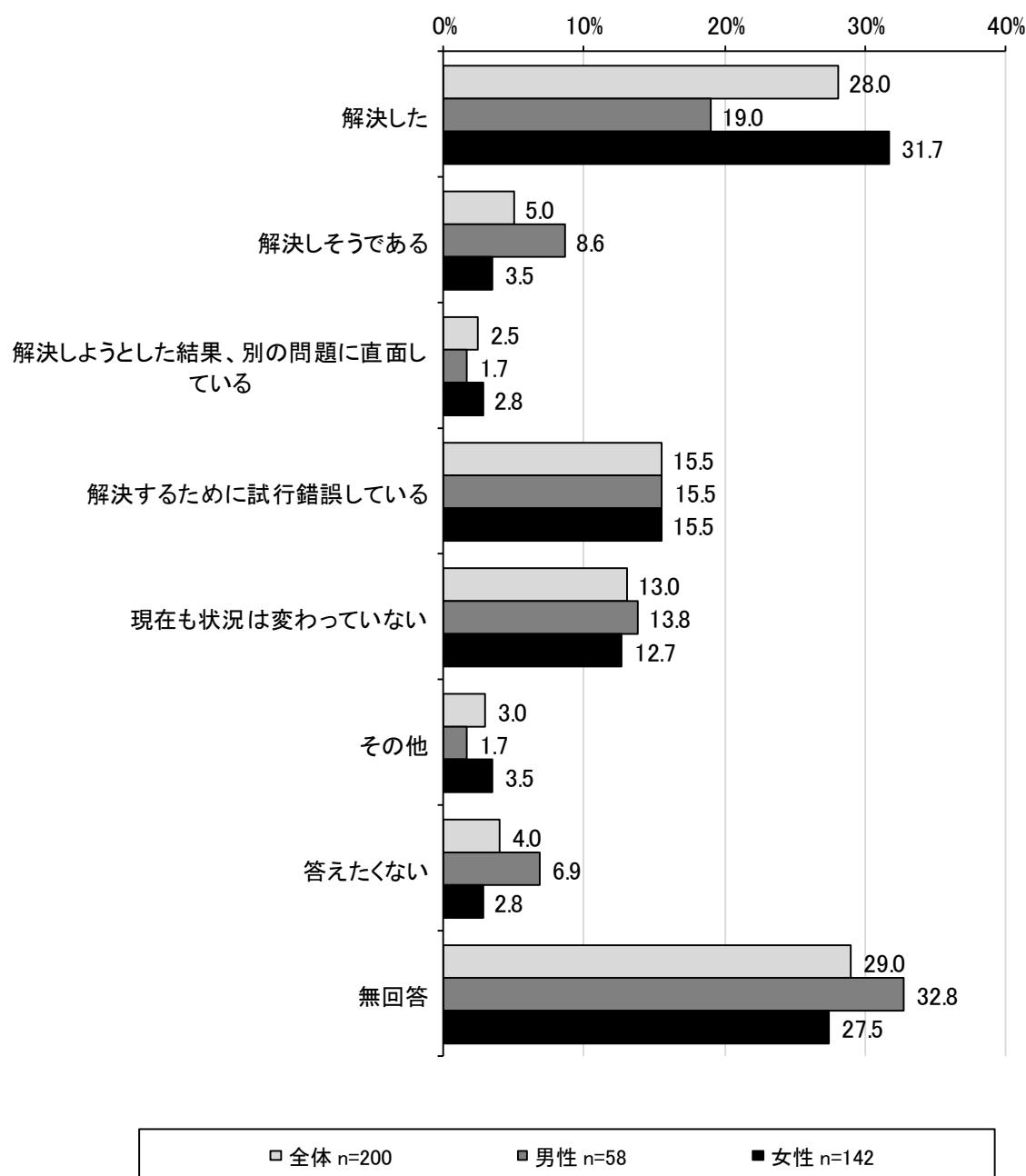
		単位: %						
		ストーカー 被害	リベンジ ポルノ・ AV出演被 害	家出・住 居喪失	その他	そのよう な経験は ない	答えたく ない	無回答
性 別	全体 n=595	2.0	0.2	0.8	2.9	58.3	1.7	6.4
	男性 n=234	1.3	0.4	0.9	2.1	65.0	2.1	8.1
	女性 n=353	2.5	0.0	0.8	3.4	54.4	1.4	4.0
	答えたくない n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	無回答 n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0
年 齢 別	18～19歳 n=11	0.0	0.0	0.0	0.0	81.8	0.0	0.0
	20～29歳 n=60	3.3	0.0	0.0	3.3	61.7	1.7	1.7
	30～39歳 n=118	2.5	0.0	1.7	3.4	50.8	2.5	0.8
	40～49歳 n=127	4.7	0.0	0.8	2.4	53.5	0.8	3.1
	50～59歳 n=116	0.0	0.0	0.0	3.4	65.5	0.9	3.4
	60～69歳 n=60	1.7	1.7	1.7	5.0	50.0	1.7	13.3
	70歳以上 n=101	0.0	0.0	1.0	1.0	66.3	3.0	17.8
	無回答 n=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
女性 ・ 年 齢 別	18～19歳 n=9	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0
	20～29歳 n=37	5.4	0.0	0.0	2.7	56.8	0.0	2.7
	30～39歳 n=75	1.3	0.0	1.3	5.3	49.3	2.7	1.3
	40～49歳 n=83	7.2	0.0	1.2	2.4	42.2	1.2	2.4
	50～59歳 n=75	0.0	0.0	0.0	4.0	60.0	1.3	0.0
	60～69歳 n=23	0.0	0.0	0.0	4.3	52.2	0.0	13.0
	70歳以上 n=51	0.0	0.0	2.0	2.0	66.7	2.0	17.8

### (3) 直面した困難な問題の状況

自力では解決できない困難な問題は、現在はどのような状況かについては、「解決した」が28.0%で最も高く、次いで「解決するために試行錯誤している」が15.5%、「現在も状況は変わっていない」が13.0%となっています。

性別にみると、「解決した」と回答した方の割合は、男性が19.0%の一方で、女性は31.7%となっています。

図-17 直面した困難な問題の状況

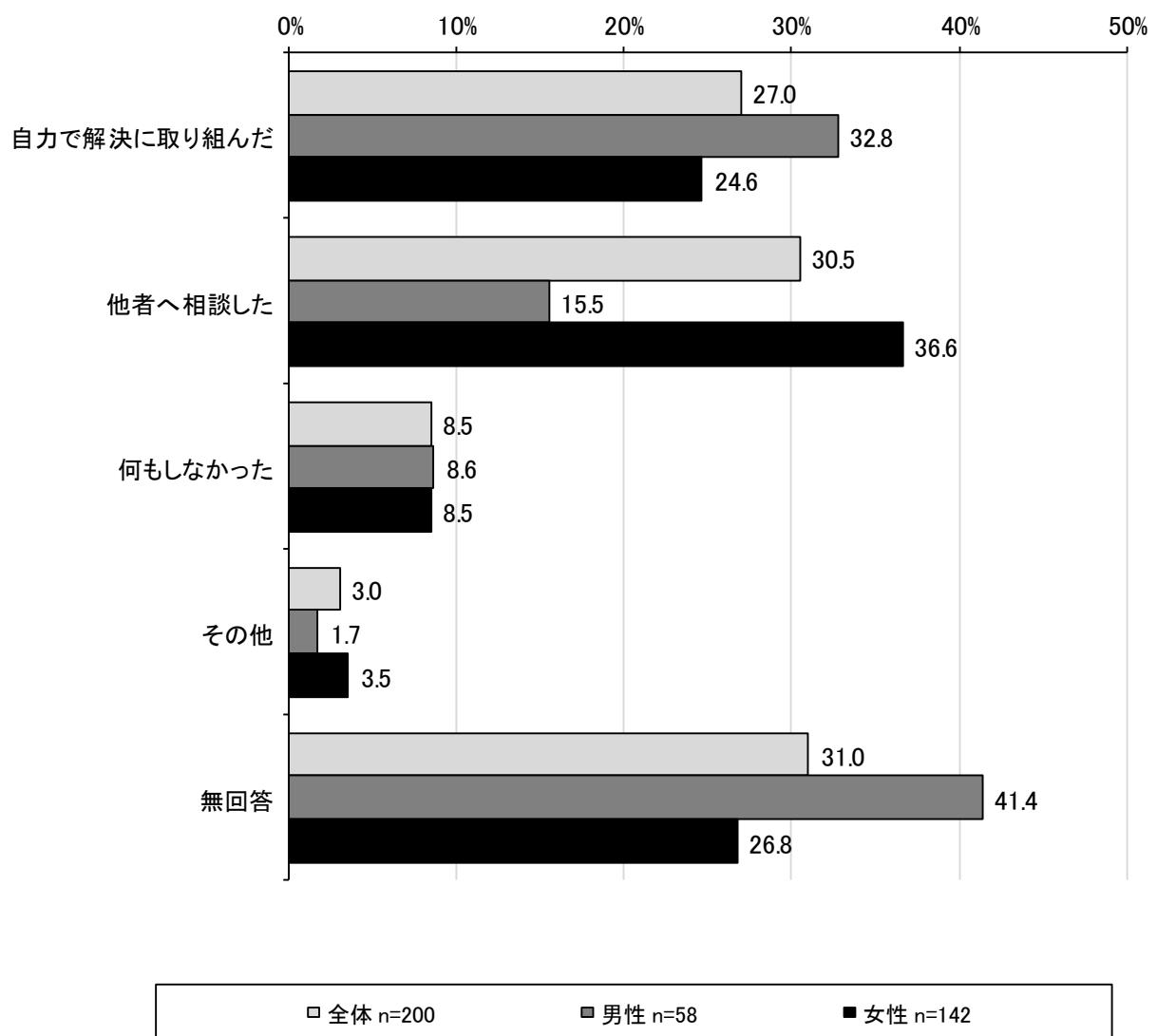


#### (4) 困難な問題に直面したときの対応

自力では解決できない困難な問題に対し、どのような対応をしたかについては、「他者へ相談した」が30.5%で最も高く、次いで「自力で解決に取り組んだ」が27.0%、「何もしなかった」が8.5%となっています。

性別にみると、「他者へ相談した」と回答した方の割合は、男性が15.5%の一方で、女性は36.6%となっています。

図-18 困難な問題に直面したときの対応

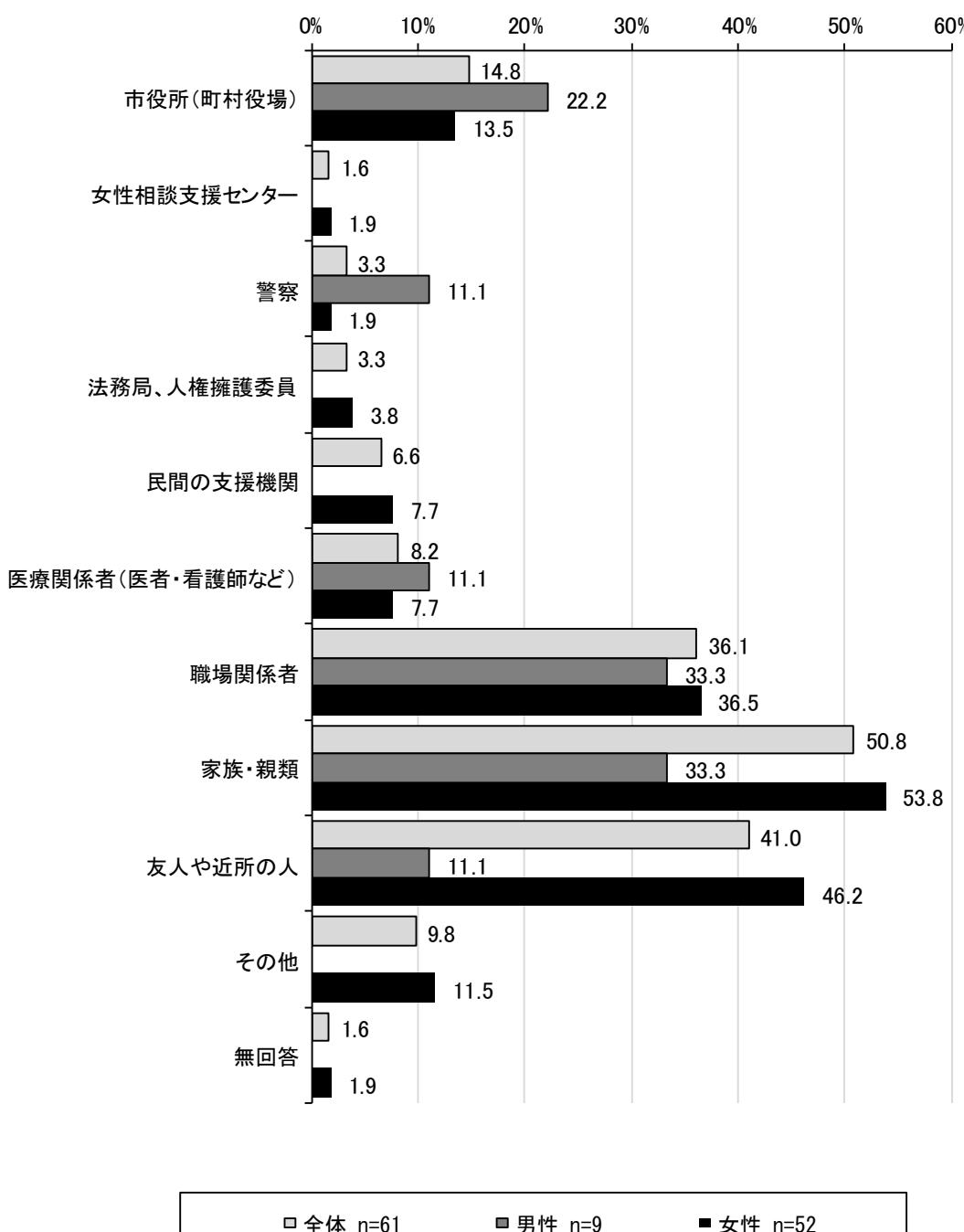


## (5) 困難な問題について誰かに相談したか

自力では解決できない困難な問題の内容や解決方法について、だれに相談したかについては、「家族・親類」が50.8%で最も高く、次いで「友人や近所の人」が41.0%、「職場関係者」が36.1%となっています。

性別にみると、「友人や近所の人」と回答した方の割合は、男性が11.1%の一方で、女性は46.2%となっています。

図-19 困難な問題に直面したときの対応



---

### III 課題

---

国・県の統計資料や本市における相談実績、DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査等に基づき整理した課題は次のとおりです。

#### 1 多様な相談への対応

DVは、身体的な暴力のほか、精神的、性的など様々な形態があります。DV被害者は、女性に多い傾向にありますが、性別を問わずに起こります。また、女性が女性であることにより遭遇する問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、家族からの暴力等の家庭関係破綻など、多岐にわたります。相談窓口には、このような多様な相談に対応していくことや、DV被害者や困難な問題を抱える女性がより安心して相談できる環境を整備することが求められています。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーについては、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しながら、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが求められます。

#### 2 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見と適切な支援のための関係機関との連携体制の構築

市民意識調査の結果によると、DVに関する認識や相談窓口の認知度は十分であるとは言えません。また、女性支援新法については、その内容を知らない方が大半です。

このため、市民に最も身近な相談窓口として、市配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員の周知を図るとともに、医療機関、教育機関等の関係機関や地域での見守りにより、DV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要に応じて安全確保を行うなどの、適切な支援につなげるための体制の構築が重要となります。

#### 3 DV被害者や困難な問題を抱える女性とその子どもへの支援の強化

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安全に安心して暮らすことができるよう、相談対応に当たっては、相談者が抱える不安を的確に把握した上で、自立に向けた継続的な支援を行うことが求められています。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、その子どもが心理的な影響を受けていることがあるため、女性相談と家庭児童相談を一体的に行うことで、心理的側面からのケア等による支援を強化する必要があります。

#### 4 個人の尊厳を尊重しあうための教育や意識啓発

DVは世代間で連鎖すると言われており、市民意識調査においても、社会全体でDVをなくすために、学校でのDV防止のための教育やDV加害者に対する教育が必要である、との回答が多く見られます。

また、女性が困難な問題に直面する理由として、社会における男女格差や、根強い性別役割分業意識が要因として挙げられています。

DVのない、生きづらさを感じる女性が支援を受けられるまちをつくるためには、DVの防止や男女平等参画に関する市民の意識啓発に加え、DVの被害者と加害者、困難な問題を抱える女性を生み出さないために、若年層に対する人権教育の充実を図る必要があります。

## 第3章 計画の基本的方向

### 1 目指す姿

市民が安全に安心して暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められます。また、女性であることに起因して起こる困難な問題を解消していくことで、女性が自立し、安心して暮らせる社会の実現につながります。

これらのことから、「『DV 被害者』や『困難な問題を抱える女性』のいない すべての人が安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿とします。

「DV 被害者」や「困難な問題を抱える女性」のいない  
すべての人が安心して暮らせるまち・水戸

## 2 基本方針

---

本市におけるDV防止及びDV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を実施するに当たり、次の四つの基本方針を定め、それぞれの施策を推進します。

### 基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

様々な立場に置かれているDV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応できるよう、オンライン相談窓口の開設や対応に当たる相談員の資質の向上を通して、市配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化を図るとともに、県女性相談センター、児童相談所等と連携することで、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者や困難な問題を抱える女性への全庁的な対応能力の向上を図るため、職員研修を実施します。

### 基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保

DV被害者及び困難な問題を抱える女性が一人で悩むことなく早期に相談することができるよう、相談窓口の更なる周知を図ります。また、地域での見守りのほか、医療機関等との緊密な協力体制により、潜在化しやすいDV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切な支援を行います。さらに、危険が急迫している際には警察や県女性相談センター等と連携し、緊急時における安全な避難場所を確保します。

### 基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安全、安心な生活環境を確保し、心身ともに健康な生活が送れるよう、医療機関、民間団体等と連携しながら、各種制度の活用による自立や心身の健康回復を継続的に支援します。また、DV等により様々な影響を受けた子どもに対し、心理的ケアを実施するなど、DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが健やかに成長できるよう、支援の充実を図ります。

### 基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発

DVは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が世代や性別を問わず共有されるよう、DV防止と人権尊重に関する意識啓発を推進します。特に、DVの防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、教育機関等と連携した人権教育に取り組みます。あわせて、困難な問題を抱える女性に対しては、自己がかけがえのない個人であり、問題に直面した場合にはその解決に向けた支援を受けることができるという意識の醸成を図ります。

### 3 施策の体系

市の目指す四つの基本方針を実現するための八つの基本施策を定め、基本施策ごとに推進する16の具体的な施策を位置付けます。

【 目指す姿 】	【 基本方針 】	【 基本施策 】	【 具体的施策 】
「DV被害者」や「困難な問題を抱える女性」のいらない すべての人が安心して暮らせるまち・水戸	I 多様な相談に対応できる体制づくり	1 相談体制の充実	(1) DV相談・女性相談機能の強化 (2) 相談しやすい環境の整備 (3) DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関する職員の資質の向上
	II 関係機関と連携した早期発見・安全確保	1 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見 2 緊急時の安全の確保	(1) 関係機関等との協力体制の強化 (2) 地域における見守り支援の充実 (1) 一時保護等における支援体制の強化
	III 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目ない支援	1 安全・安心な生活に向けた支援 2 心身の健康の回復支援 3 DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもに対する支援	(1) 関係機関との連携による切れ目ない支援 (2) 生活基盤を確保するための支援 (3) DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報管理の徹底 (1) 心身の健康の回復支援 (1) 家庭児童相談等の充実 (2) こどもの心理的ケアの充実
	IV 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発	1 市民に向けた意識啓発 2 若年層に向けた教育啓発	(1) DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解の促進 (2) 男女の人権尊重の啓発 (1) DVや性的な被害の防止に関する若年層への教育 (2) 教育機関等との連携

## 4 重点推進施策

本市においては、市配偶者暴力相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置を通して、多様な相談へ対応できる体制を構築するとともに、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見・安全確保、自立に向けた支援等に当たってきました。しかし、DV を含む女性相談件数等が高止まりしていること、相談窓口等につながっていない方がいまだに多い状態にあること等の現状を踏まえると、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の支援に向けた、より一層の機能強化が必要です。

また、子どもの前での DV は、児童に対する心理的虐待に当たり、子どもの心身に悪影響を及ぼします。困難な問題を抱える女性の子どもについても、心的外傷を負っていることがあります。DV 被害者や困難な問題を抱える女性に子どもがいる場合は、親子を一体的に支援していくことが重要です。

このため、次の施策を、計画を推進する上で特に重点を置いて取り組む、「重点推進施策」として位置付けます。

### ■ 重点推進施策 1 相談体制の充実と機能強化

DV 被害者や困難な問題を抱える女性に最も身近な相談窓口として、オンライン相談の導入や女性相談支援員の資質の向上等、相談体制の更なる充実を図るとともに、支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、各種制度等の活用による生活の自立等についての相談機能の強化に取り組みます。

### ■ 重点推進施策 2 支援が必要な子どもに対する連携体制の強化

DV 被害者や困難な問題を抱える女性の世帯が、心身ともに健康で自立した生活を早期に送ることができるよう、公的機関やNPO法人等の支援に関わる関係団体、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会や新たに設置する支援調整会議の構成機関などの連携を強化し、DV 被害者や困難な問題を抱える女性と、その子どもに対する一的な支援の充実を図ります。

## 5 目標指標

本計画を推進していくため、次のとおり目標指標を設定します。

### 【目標指標 1】 市のDV・女性相談窓口を知っている割合

相談窓口の認知度を高めることにより、DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見と、保護することが必要と認められる場合に行う安全確保等の対応の迅速化を目指します。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》	《2028（令和10）年度》
DV相談窓口 47.6%	DV相談窓口 70%
女性相談窓口 一%	女性相談窓口 70%

### 【目標指標 2】 DV・女性相談対応件数

誰にも相談することができない、潜在化しているDV被害者や困難な問題を抱える女性を一人でも多く相談支援につなげるため、より相談しやすい環境整備に取り組みます。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》	《2028（令和10）年度》
DV相談 299件（延件数）	DV相談 600件（延件数）
女性相談 1,379件（延件数）	女性相談 2,700件（延件数）

### 【目標指標 3】 DVの防止や困難な問題を抱える女性への理解促進に関する講座、広報・啓発活動の実施回数

DVの防止や困難な問題を抱える女性への理解促進を図るため、市民に向けた広報活動や学習機会の提供を行うとともに、教育機関等の関係機関、団体と連携した若年層への啓発を推進します。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》 20回／年	《2028（令和10）年度》 25回／年

## 第4章 施策の展開

### 基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

#### 《基本施策1》 相談体制の充実

##### 【現状と課題】

本市では、DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供、安全の確保、生活の自立等の支援に当たるため、2017（平成29）年度に市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、女性に関する生活環境等の問題について相談に応じる女性相談支援員を配置し、これまで、多様な相談に対応してきましたが、DV被害者や困難な問題を抱える女性へのより一層の支援のためには、相談体制の更なる強化が必要です。

##### 【施策の基本的方向】

様々な立場に置かれているDV被害者や困難な問題を抱える女性へ適切に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。特に、性暴力等の性的な被害を受けた女性の相談については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと緊密に連携して対応します。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談できる環境を整備するとともに、DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関わる職員の資質の向上を図ります。

#### ◇具体的な施策（1）DV相談・女性相談機能の強化

事業名	事業の概要
■ 配偶者暴力相談支援センターの運営強化	DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供や安全の確保等、DV被害者が安心して、自立した生活を送れるよう支援します。
■ DV相談・女性相談体制の充実	DV被害者や困難な問題を抱える女性が、より一層、相談しやすい環境となるよう、オンライン相談を推進するなど、相談体制の充実を図ります。

（■は重点推進事業）

## ◇具体的施策（2）相談しやすい環境の整備

事業名	事業の概要
相談窓口の周知	DV被害者や困難な問題を抱える女性及びこれらの方を見つけた方々が、性別や年齢等にかかわらず相談しやすいよう、関係機関等と連携し、ホームページ、広報紙、SNSや窓口案内カードなど、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
<b>重</b> DV被害者や困難な問題を抱える女性への円滑な支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することにより、DV被害者や困難な問題を抱える女性の負担の軽減を図ります。
高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等への相談体制の充実	高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等、様々な事情を抱えるDV被害者や困難な問題を抱える女性を適切に支援するため、支援団体、相談機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。
安全・安心な相談環境の整備	DV被害者や困難な問題を抱える女性が安全な環境のもとで安心して相談ができるよう、相談時におけるプライバシーの保護や避難経路の確保等を図ります。
<b>新</b> 予期せぬ妊娠等に関する相談支援	性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇したことによる、予期せぬ妊娠等に関する相談については、母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、府内関係部署をはじめ、医療、福祉、警察、法律、教育等の専門機関や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の多岐にわたる分野の関係機関や民間団体と緊密に連携し、適切な支援につなげます。

(重は重点推進事業、新は新規事業)

## ◇具体的施策（3）DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関わる職員の資質の向上

事業名	事業の概要
<b>重</b> 相談員・ケースワーカーへの研修の充実	DV被害者や困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った相談支援を行うことができるよう、支援に携わる相談員、ケースワーカーの専門性向上のための研修の充実を図ります。

府内DV等対応研修の充実	職員の、DVや性的被害等の女性特有の問題に対する理解を深め、対応能力が向上するよう、府内DV等対応研修の充実を図ります。
府内DV対応マニュアルを活用した適切な対応	府内DV対応マニュアルを活用し、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。
DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関する情報の収集と活用	DV対策や、困難な問題を抱える女性への支援に関する他自治体や関係機関等の先進的な取組などを研究するほか、取り組む施策に関する実態調査等の検証を行うことで、DVや困難な問題を抱える女性への対応能力の強化を図ります。

(■は重点推進事業)

## 基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保

### 《基本施策1》

### DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見

#### 【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすい特性があります。

また、困難を抱える女性の中には、女性自身が困難に気づいていない又は気づきを避けている、支援を受けられることに気づいていない等の理由により、相談窓口にたどり着けない人もいます。

さらに、家庭環境等の理由により生活の場所を失った若年女性は、性暴力や性的搾取等の性的な被害に遭いやすい傾向があります。

このため、DV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切に支援していくことが必要です。

#### 【施策の基本的方向】

医療機関、教育機関をはじめとする関係機関等との連携により、DV被害者や困難を抱える女性の早期発見に努めるとともに、地域における見守り支援を推進します。

#### ◇具体的な施策（1）関係機関等との協力体制の強化

事業名	事業の概要
府内連携によるDV被害者や困難を抱える女性の早期発見	府内においてDVや女性特有の様々な問題に関する認識を共有し、連携することで、DV被害者や困難を抱える女性の早期発見に努めます。
重 要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。
新・重 支援調整会議の設置・運営	困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。 なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。

<p><b>新</b> 民間団体との連携・協働</p>	<p>これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を生かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援に取り組んできた民間団体と連携・協働することで、DV被害者や困難な問題を抱える女性への、早期からの包括的かつ切れ目のない支援を推進します。</p>
---------------------------------	---

(■は重点推進事業、■は新規事業)

## ◇具体的施策（2）地域における見守り支援の充実

事業名	事業の概要
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進	民間団体と連携・協働しながら、DVの防止や、DV被害者や困難な問題を抱える女性を地域で見守る意識の啓発を図ります。
民生委員・児童委員や民間団体等による地域見守りの促進	地域における見守り等により、DV被害者や困難な問題を抱える女性に寄り添いながら支援できるよう、民生委員・児童委員や民間団体等との連携を深めます。
相談窓口の周知【再掲】	関係機関と連携し、ホームページや広報紙、SNSなど、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
<b>新</b> 女性の居場所づくりの支援	困難な問題を抱える女性は支援につながりにくい傾向にあることから、民間団体等が運営する、気軽に立ち寄り安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことのできる居場所に関する情報を提供するなど、女性の居場所づくりの支援を行います。

(**新**は新規事業)

**【現状と課題】**

DV被害者や困難な問題を抱える女性の立場に立った様々な支援策の一つとして、緊急時は、一時保護等による被害者の安全確保を実施しています。また、一時保護中も安心して生活できるよう、適切な支援策を講じることが求められています。

**【施策の基本的方向】**

県女性相談センターや警察と緊密に連携し、緊急時における安全な避難を支援するほか、一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性との継続した相談や、自立に向けた情報提供を行います。

**◇具体的な施策（1）一時保護等における支援体制の強化**

事業名	事業の概要
県女性相談センターとの連携	県女性相談センターと緊密に連携しながら、DV被害者や困難な問題を抱える女性の一時保護を実施するなど、安全を確保します。
警察との連携	DVや女性特有の問題による被害が深刻化しないよう、DV被害者や困難な問題を抱える女性の情報を共有し対応に当たるなど、警察との連携を深めます。
一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性の支援	一時保護所に入所しているDV被害者や困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、退所後の自立に向けた情報提供、相談を行い、DV被害者や困難な問題を抱える女性が安心して生活できるよう支援します。
一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性に同伴する子どもの支援	児童相談所等と連携し、一時保護所に入所しているDV被害者や困難な問題を抱える女性に同伴すること子どもの心身の状況に応じた、適切な支援を行います。
保護命令手続きに関する支援	DV被害者の安全を確保するため、DV防止法に基づく保護命令の手続きを支援します。
緊急時における一時避難場所の確保	一時保護による対応が困難な場合における、DV被害者や困難な問題を抱える女性の緊急避難場所の確保に向けた支援を行います。

## 基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援

### 《基本施策1》

### 安全・安心な生活に向けた支援

#### 【現状と課題】

DV被害者や困難な問題を抱える女性が、避難先での安定した生活基盤を早期に確保することは非常に重要となります。様々な手続きを自ら行うことが難しいケースも少なくありません。このため、市配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員が中心となり、DV被害者や困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら自立に向けた継続的な支援策を講じることが必要になります。

#### 【施策の基本的方向】

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安定した生活を送れるよう、関係機関等と連携しながら各種制度の手続きや避難先での住宅の確保等を支援します。特に、性暴力等の性的な被害を受けた女性の支援に当たっては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと緊密に連携します。

また、自立がすなわち孤立とならないように、地域移行後も継続的なフォローアップや相談支援を行います。

さらに、避難先での安全確保のため、DV被害者や困難な問題を抱える女性に関する情報管理を徹底します。

#### ◇具体的施策（1）関係機関との連携による切れ目のない支援

事業名	事業の概要
重 関係機関との情報 共有・連携強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会や、新たに設置する支援調整会議の構成機関等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性に関する情報共有と役割分担のもと、円滑な支援を行います。
重 DV被害者や困難 な問題を抱える女 性への円滑な支援 【再掲】	DV被害者や困難な問題を抱える女性を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することによりDV被害者や困難な問題を抱える女性の負担の軽減を図ります。
重 他自治体との情報 共有・連携	DV被害者や困難な問題を抱える女性が、避難後も安全な環境のもとで適切な支援を受けられるよう、自治体間で連携し、情報共有・引継ぎを徹底します。

<p><b>新・重</b> 支援調整会議の設置・運営 【再掲】</p>	<p>困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。</p> <p>なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。</p>
<p><b>新</b> 民間団体との連携・協働 【再掲】</p>	<p>これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を生かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援に取り組んできた民間団体と連携・協働することで、DV被害者や困難な問題を抱える女性への、早期からの包括的かつ切れ目のない支援を推進します。</p>

(**重**は重点推進事業、**新**は新規事業)

## ◇具体的な施策（2）生活基盤を確保するための支援

事業名	事業の概要
生活を支援するための制度の活用促進	DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立に向けた生活支援のため、生活保護、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等、様々な制度を適切に活用できるよう支援します。
住宅の確保支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性の居住の安定を図るため、関係機関と連携しながら、民間・公営住宅への入居に向けた手続きを支援します。
行政機関等で行う諸手続きの支援	住民基本台帳、健康保険、年金、就学等の諸制度の手続きが安全かつ円滑に進むよう、制度の実施機関と連携した各種制度利用の調整等のコーディネートや同行支援を行います。
DV被害者や困難な問題を抱える女性の就労に向けた支援	自立支援教育訓練給付金事業等の活用やハローワークとの連携により、就労支援を行います。
母子生活支援施設等との連携による支援	母子生活支援施設や女性自立支援施設等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立に向けた継続的な支援や、DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもの支援を行います。

### ◇具体的施策（3）DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報管理の徹底

事業名	事業の概要
DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報の保護の徹底	DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報が加害者等に漏洩することのないよう、個人情報の管理、保護を徹底します。
庁内DV等対応研修の充実 【再掲】	職員の、DVや性的被害等の女性特有の問題に対する理解を深め、DV等の対応能力が向上するよう、庁内DV等対応研修の充実を図ります。
庁内DV対応マニュアルを活用した適切な対応 【再掲】	庁内DV対応マニュアルを活用し、DV被害者や困難な問題を抱える女性への迅速かつ適切な対応を図ります。

**【現状と課題】**

DV被害者や困難な問題を抱える女性は、繰り返される暴力や性的被害等によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや、将来への不安等により、精神的に不安定になるケースがあります。このため、DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては、心身の健康回復を支えることが重要になります。

**【施策の基本的方向】**

保健所や医療機関等との連携や女性相談を通じた心理的ケア等の実施により、早期の心身の健康回復を図ります。

**◇具体的な施策（1）心身の健康の回復支援**

事業名	事業の概要
保健所や医療機関等との連携による心身の健康の回復支援	保健所や医療機関等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性が心身の健康を回復するための支援を行います。
民間支援団体等による心の健康の回復支援	民間支援団体等が実施する、DV被害者や困難な問題を抱える女性の心の健康回復のための活動を支援します。
相談員による心のケア	女性相談支援員や心理担当支援員※8が、DV被害者や困難な問題を抱える女性に寄り添いながら相談を受けることで、心のケアを図ります。

※8 心理担当支援員は、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、その子どもの心理的側面からケア等を行う者。

### 【現状と課題】

児童虐待とDVには密接な関連があることから、本市においては、女性相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、DV被害者とその子どもに対し支援を行っています。

また、保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴することの養育が十分に行えない状況の場合は、必要に応じて社会的養育や教育を受ける権利を守るために支援を行います。

DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが心身ともに健全に成長していくためには、関係機関が連携し、個々のケースに応じて適切に支援することが必要です。

### 【施策の基本的方向】

市要保護児童及びDV対策地域協議会や新たに設置する支援調整会議等の組織を活用し、その構成機関である児童相談所等の児童福祉、教育、保健・医療機関等と情報を共有することで、継続的な相談対応や子どもの心理的ケア、就学（園）・転校（園）手続き、乳幼児健診、予防接種の案内など、包括的な支援を行います。

#### ◇具体的施策（1）家庭児童相談等の充実

事業名	事業の概要
重 家庭児童相談等の充実	女性相談と家庭児童相談を一体的に行うことで、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、その子どもに対し、適切な支援を行います。
重 市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化 【再掲】	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。
子育て支援サービスの提供	子育て支援施設や子育て支援団体との連携により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもに対する、適切な子育て支援サービスの提供を行います。
就学（園）・転校（園）等に向けた支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが安全に就学（園）・転校（園）等ができるよう、関係機関と連携し、支援します。

乳幼児健診・予防接種の受診支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが乳幼児健診や予防接種を安全・安心に受けられるよう支援します。
発達に関する相談・支援の充実	DV被害者や困難な問題を抱える女性が自身の子どもの発達に関する相談を受けられるよう支援します。
<b>新・重</b> 支援調整会議の設置・運営 【再掲】	困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。 なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。

(重は重点推進事業、新は新規事業)

## ◇具体的な施策（2）子どもの心理的ケアの充実

事業名	事業の概要
ホームフレンド事業の推進	NPO法人が実施する、心に不安を抱えやすいDV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもに対し、学生などを話し相手として派遣する事業を推進し、子どもが安心して生活できるよう支援します。
DV等のある環境で育った子どもの心のケアの推進	児童相談所や学校等の関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもの状況について把握し、心理カウンセリングやスクールカウンセリングにより、子どもの心のケアを推進します。

## 基本方針IV 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発

### 《基本施策1》

### 市民に向けた意識啓発

#### 【現状と課題】

DVや性暴力・性的虐待・性的搾取等は重大な人権侵害であることから、市民に向けた広報活動により、意識啓発を実施しています。DVや性的な被害の防止のためには、男女の人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが必要です。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性が、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができるという意識を醸成することが求められています。

#### 【施策の基本的方向】

DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解を促進するとともに、DV根絶と個人の尊厳を尊重しあう意識の醸成を図るため、パープルリボンキャンペーン※9等を活用した広報活動を実施します。また、DVや女性特有の困難な問題が生じる原因の一つは、男女の人権に関する理解の不足であることから、男女の人権尊重意識の啓発に取り組みます。

#### ◇具体的な施策（1）DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解の促進

事業名	事業の概要
DV・児童虐待防止、女性支援施策に関する啓発	女性に対する暴力根絶に向けたパープルリボンキャンペーンと、児童虐待防止に向けたオレンジリボンキャンペーン※10を推進することにより、DVと児童虐待の関連性について理解を推進するとともに、性的な被害等の女性が抱える困難な問題への理解や女性支援施策について啓発します。
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進 【再掲】	民間団体と連携・協働しながら、DVの防止や、DV被害者や困難な問題を抱える女性を地域で見守る意識の啓発に取り組みます。
DV加害者プログラム等に関する情報収集と活用	DV被害者支援のため、加害者プログラム等に関する国や他自治体等における取組について情報を収集するとともに、その活用に向けた検討を行います。

※9 女性に対する国際的な暴力根絶運動

※10 「子ども虐待のない社会の実現」を目指す全国的な市民運動

## ◇具体的施策（2）男女の人権尊重の啓発

事業名	事業の概要
男女平等参画に関する広報啓発	男女の人権尊重はもとより、性別にかかわらず個人の尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保される男女平等参画の意識が浸透するよう、広報及び周知を図ります。
男女平等参画に関する学習機会の充実	男女平等参画やDV防止、困難な問題を抱える女性への支援に関する講座の開催等により、広く市民への啓発を進め、DV防止と困難な問題を抱える女性への支援のための取組の充実を図ります。

**【現状と課題】**

デートDV（生活の本拠を共にしない交際相手間の暴力）を正しく理解するための関係団体による講座の開催や、学校教育等における人権教育を行っています。DVや女性の性的な被害の防止に向けては、若年層からの意識啓発が大変重要です。

**【施策の基本的方向】**

将来にわたってDVの被害者や加害者、性的な被害を受ける女性を生み出すことのないよう、関係機関、団体と連携し、若年層に対し、DVや性暴力等に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための教育、啓発を推進します。

**◇具体的施策（1）DVや性的な被害の防止に関する若年層への教育**

事業名	事業の概要
若年層へのデートDV等に関する予防啓発の推進	関係機関、団体と連携し、若年層へのデートDV、性暴力、JKビジネス※11等に関する予防啓発を推進します。

**◇具体的施策（2）教育機関等との連携**

事業名	事業の概要
学校教育等における男女平等参画・人権教育の推進	学校教育等において、暴力を許さない教育をはじめ、男女平等観に基づいた一人一人を大切にする教育や人権に関する教育を推進します。
教職員等に対する意識の啓発	教育や保育に従事する教職員等に対し、DVや性的な被害の防止の視点での男女平等参画や人権に関する意識啓発を行います。

※11 女子高校生（JK）など、18歳に満たない人に性的なサービスを提供させること。

## 第5章 推進体制と進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市の関係各課や関係機関、関係団体等との連携により、横断的な施策に取り組むとともに、有識者や関係機関、関係団体等の意見を反映させながら推進していきます。

### 2 進行管理

本計画は、DV防止法及び女性支援新法に基づく国の基本方針に即して、相談体制の強化や推進すべき施策を位置付け、PDCAサイクルにより進行管理を行います。

また、DV対策及び困難な問題を抱える女性支援施策は、社会情勢の変化や関係法令等の改正により新たな対策が求められることがあることから、適宜、本計画の見直しを行うこととします。

